


仕 様 書

件 名	灯油 1 号 (バルク) 9140-002-9694-5	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令 和 3 年 9 月 1 日
		作成部隊名	奄美警備隊後方支援隊
		作成者	3 曹 重 永 健 太 

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ボイラー用燃料として使用する灯油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク	

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

(ア) JIS K 2203 灯油

(イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法

(ロ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第 2 部：浮ひょう法

(ハ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第 3 部：ピクノメーター法

(ニ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第 4 部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

(ア) 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）

(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）

2 数 量

納入数量については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地

4 納 期

令和 3 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日（細部日時については契約後に調整）

5 製品に関する要求

品質は、JIS K 2203による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納入とする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。


(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

- ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	灯油 1 号 (ドラム) 9140-001-9417-5	仕 様 書 番 号	
		作成年月日	令 和 3 年 9 月 1 日
		作成部隊名	奄美警備隊後方支援隊
		作成者	3 曹 重 永 健 太 

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、炊事器材、石油発電機、ストーブ及び洗浄用燃料として使用する灯油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
灯油 1 号	9140-001-9417-5	ドラム	

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2203 灯油
- (イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第 2 部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第 3 部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第 4 部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）

2 数 量

契約後に官側より示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地

4 納 期

令和 3 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日（細部は契約後に調整）

5 製品に関する要求

品質は、JIS K 2203による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるドラム納入とする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。